

## 基本目標 Ⅱ

# 豊かな心と健やかな体の育成

### 【施 策】

- 「埼玉の子ども70万人体験活動」の推進
- 豊かな心をはぐくむ教育の推進
- いじめ・不登校・高校中途退学の防止
- 生徒指導の充実
- 人権を尊重した教育の推進
- 健康の保持・増進
- 体力の向上と学校体育活動の推進

基本目標  
Ⅱ

豊かな心と健やかな体の育成

施策 「埼玉の子ども70万人体験活動」の推進

現状と課題

社会の変化を背景とした家庭や地域の教育力の低下により、子どもたちの生活において、地域の大人や異年齢の仲間との交流、自然体験などの減少が指摘されています。

子どもたちは、他者、社会、自然環境の中での経験を通して、思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい勤労観・職業観をはぐくむなど、豊かな人間性や社会性など「生きる力」の基礎を築いていきます。

このため、子どもたちの体験活動を充実させる必要があります。

施策の方向性

- 子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、市町村とともに、子どもたちの発達段階に応じて様々な体験活動を行う「埼玉の子ども70万人体験活動\*」を推進します。



小学生の稲作体験

## 主な取組

### ❖「埼玉の子ども70万人体験活動」の推進

すべての小・中学生、高校生が、在学中に自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験を行うなど、発達段階に応じて様々な体験活動を進めます。

- ・小学校では、自然体験など発達段階に応じた体験活動を行います。また、高学年において「職業に触れる体験」を行います。
- ・中学校では、各学校の特色ある体験活動の充実に取り組みます。また、企業や施設などでの職場体験など、勤労観・職業観を養う体験活動の5日への拡充を目指します。
- ・高等学校では、豊かな人間性や社会性を身に付け、将来における自己実現の探求ができるよう、在学中に5日の体験活動を教育課程に位置付けて行います。

「埼玉の子ども70万人体験活動」の取組は、市町村とともに心の教育、キャリア教育\*や不登校・高校中途退学の防止などの観点から実施します。また、この取組の実施に当たっては、教育ファーム\*(学校ファーム\*など)や社会教育施設などを活用します。



中学生の職場体験



高校生の就業体験

基本目標  
Ⅱ

豊かな心と健やかな体の育成

施策 豊かな心をはぐくむ教育の推進

現状と課題

家庭や地域の教育力の低下とともに、規範意識や人間関係の希薄化が指摘されています。

子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性をはぐくむため、家庭と連携し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育が求められています。

特に、社会の変化を背景に子どもたちの様々な体験が不足しており、自己肯定感や豊かな心をはぐくむため、体験活動を発達段階に応じて実施していくことが必要です。

また、読書は、知識を広め心を豊かにするなど、人生をよりよく生きるため欠かせないものであり、子どもの読書活動を充実していくことが大切です。

施策の方向性

- 「教育に関する3つの達成目標\*」(規律ある態度)を推進します。
- 道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制を整備し、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。
- 子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、「埼玉の子ども70万人体験活動\*」を推進します。
- 「埼玉県子ども読書活動推進計画\*」に基づき、学校における朝読書など、子どもの読書活動を推進します。



スポーツ選手による豊かな心をはぐくむ授業

主な取組

❖「教育に関する3つの達成目標」(規律ある態度)の推進(再掲)

- ・児童生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせる「規律ある態度」達成目標に取り組みます。

❖道徳教育の充実

- ・系統的な道徳教材を作成するなど、小・中・高等学校において発達段階に応じた道徳教育の取組を支援します。
- ・道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを進めます。
- ・子どもの夢と豊かな心をはぐくむため、スポーツ選手など社会の第一線で活躍する人による講演会を実施します。

❖体験活動などの推進

- ・豊かな心をはぐくむため、幼児との触れ合いを含む世代間交流、自然体験、職場体験など、「埼玉の子ども70万人体験活動」を推進します。

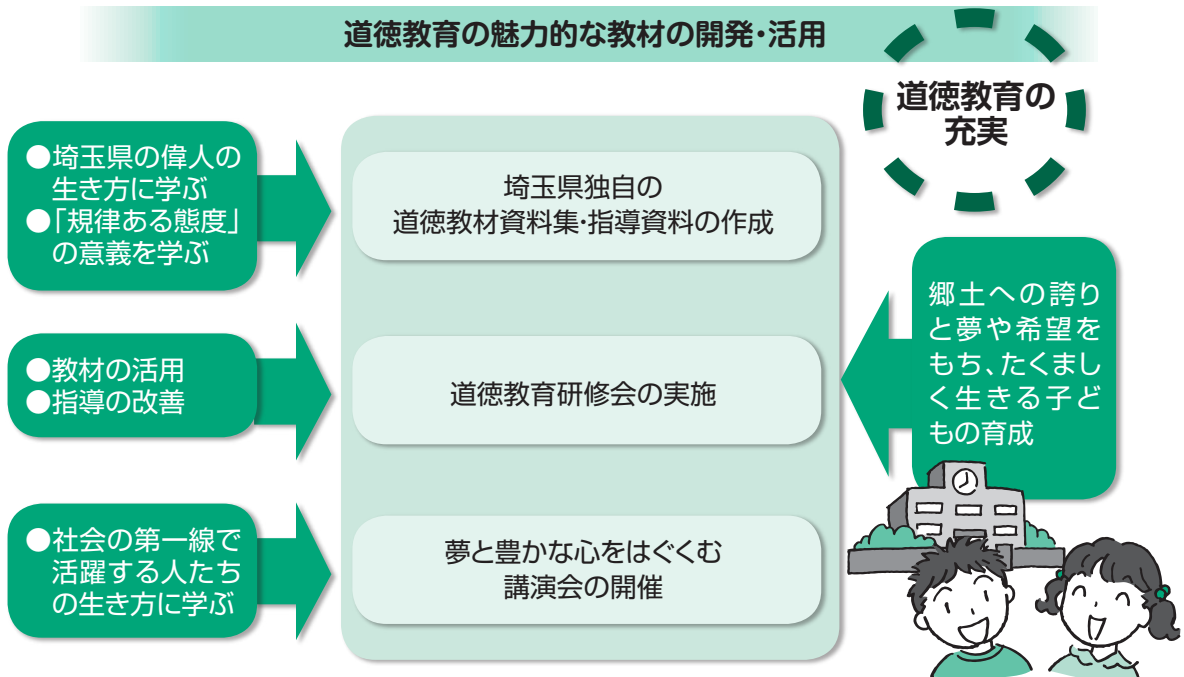


中学生の保育体験

❖読書活動の推進

- ・司書教諭を育成するとともに、学校における朝読書の充実など読書の楽しさを体得させる取組を進めます。
- ・読書支援ボランティアの指導者の養成などにより、子どもたちの読書活動を支援します。

道徳教育の魅力的な教材の開発・活用



基本目標  
Ⅱ

豊かな心と健やかな体の育成

施策 いじめ・不登校・高校中途退学の防止

現状と課題

いじめは人権の侵害です。人はいつも相手の立場、気持ちを考えて行動するべきことを学ぶ必要があります。

教員や保護者は、子どもたちの状況をよく見極め、いじめの実態を把握していく必要があります。いわゆるネットいじめなど、大人が認知しにくい環境下でのいじめへの対応が求められています。

不登校は様々な背景や理由に起因しており、その解決のためには、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな対応や、未然防止・早期対応の仕組みの充実が大切です。特に、中学校1年生で急増しており、不登校の解消に向けた重点的な取組を行うことが必要です。

本県の公立高校中途退学率は、全国平均を上回って推移しています。中途退学の理由として、「学校生活・学業不適應」の割合が全国的に見て高い割合となっています。生徒が自分自身を見つめ直し、高校生活に意義を感じることができるような対策が必要です。

また、不登校、高校中途退学となった子どもたちや、高等学校での学び直しの意欲がある者が再チャレンジするための支援をさらに充実することが必要です。

施策の方向性

- いじめ防止のため、児童生徒の人権感覚を育成するとともに、学校や家庭でのいじめの早期発見・早期対応に向けた取組を行います。また、教育相談活動を推進します。
- 不登校を未然に防止し、早期に対応するため、教育相談活動などを推進します。また、中学校1年生で急増する不登校の解消に取り組みます。
- 高校中途退学を防ぐため、体験活動の実施や教育課程の工夫などにより、学校生活への意欲を高める対策を推進するとともに、総合的な施策を展開します。
- 不登校や高校中途退学などを経験した子どもたちがいつでも再チャレンジできるよう、様々な学習機会を提供します。

## 主な取組

### ❖いじめ対策の推進

- 学校において、体験活動や参加体験型学習を組み入れたプログラムにより、児童生徒の人権感覚を育成します。
- 教職員に対する研修を充実するとともに、家庭と連携し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- ネットいじめ問題を解消するため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施するとともに、保護者や児童生徒への啓発を行います。

### ❖教育相談活動の推進

- 臨床心理士や福祉に関する専門的知識を有する人材の活用や、市町村が行う教育相談体制整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。

### ❖不登校対策の推進

- 中学校1年生で急増する不登校の解消を図るため、小学校と中学校との連携に焦点を当てた取組を推進します。
- 民間団体と連携して不登校児童生徒への効果的な支援に取り組みます。

### ❖高校中途退学防止対策の推進

- 学校への適応能力の向上や人間関係づくりを目的として就労体験活動などを実施するとともに、個別の学習支援など基礎学力の定着に取り組みます。
- 中学校における進路指導の充実や、中学校と高等学校との連携など、総合的な防止対策を推進します。

### ❖再チャレンジの意欲に応える学習機会の提供

- 中学校で不登校を経験した生徒や高校中途退学者の再チャレンジの意欲に応えるため、昼夜開講の定時制独立校や基礎・基本の学び直しができる高等学校を整備するとともに、夜間定時制高校における教育の充実に取り組みます。

## 中1不登校への対応



基本目標  
Ⅱ

豊かな心と健やかな体の育成

施策 生徒指導の充実

現状と課題

子どもたちの問題行動の予防や解決に当たっては、家庭と連携して、一貫性を持った生徒指導体制をすべての学校で整備することが必要です。

また、「小1プロブレム\*」や「学級がうまく機能しない状況\*」（いわゆる学級崩壊）などへの対応が課題となっています。

少年非行については、刑法犯で検挙・補導された中学生の割合が高校生の割合を上回るなど低年齢化が進み、再非行の割合も高い状況です。

少年非行を防止するための取組や、非行などの問題を抱える少年が立ち直るための支援に、関係機関が連携して取り組むことが重要です。

施策の方向性

- 校内指導体制を確立し、あらゆる教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進します。
- 関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、非行・問題行動の防止や有害環境から子どもを守る取組を行います。
- 非行など様々な問題を抱える少年の立ち直り支援に向けた取組を推進します。



## 主な取組

### ❖生徒指導体制の充実

- ・校内指導体制を確立し、児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導を推進するとともに、暴力行為などの発生時に組織的に対応する指導体制を充実します。
- ・学校の生徒指導の問題や「小1プロブレム」、「学級がうまく機能しない状況」の解決に向け、指導体制づくりに取り組む学校を支援します。

### ❖非行・問題行動の防止

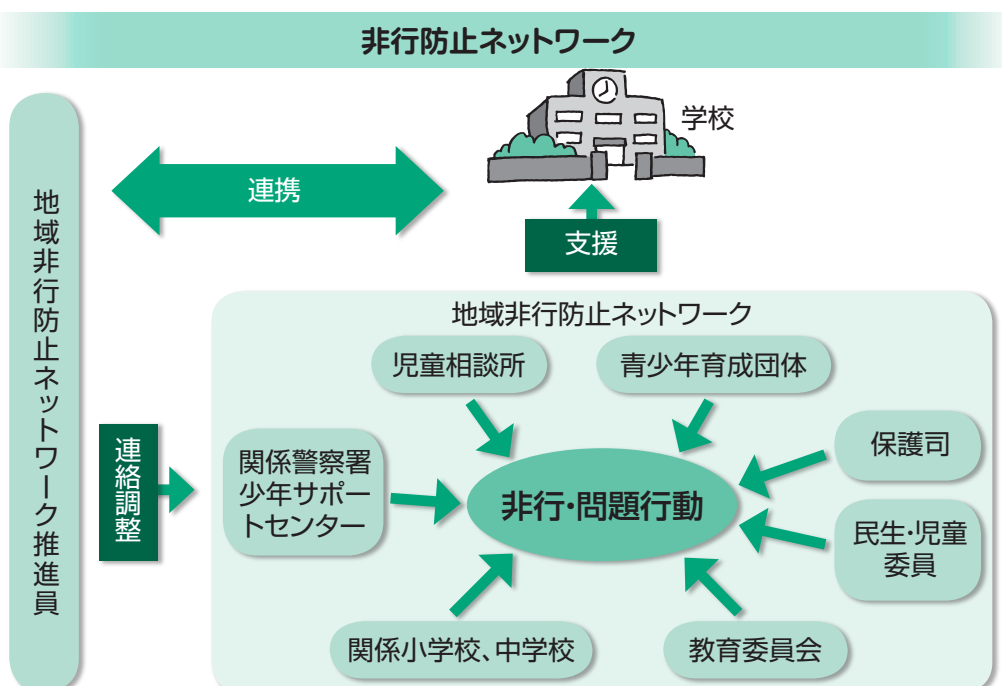
- ・学校、警察などによる非行防止のためのネットワークづくり、中学校からの要請に基づくスクール・サポーター\*の派遣など、地域の関係機関が連携して取り組みます。
- ・非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実するとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。

### ❖青少年を有害環境から守るための取組の推進

- ・メディア上の有害情報など、社会の有害環境から子どもたちを守るための体制を、国や関係企業と連携して整備します。
- ・保護者をはじめとする関係者への啓発活動を実施します。

### ❖立ち直り支援策の推進

- ・関係機関や民間団体と連携して、非行少年などに対する相談をはじめとした立ち直り支援に取り組みます。



基本目標  
Ⅱ

豊かな心と健やかな体の育成

施策 人権を尊重した教育の推進

現状と課題

人間関係の希薄化や大人社会のモラルの低下、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、様々な偏見や差別、いじめの深刻化、虐待など人権に係る問題が発生しています。

子どもの発達段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮がその態度や行動に自然に現れるような人権感覚を身に付けさせる必要があります。

また、平成19年度の県内の児童相談所における児童虐待相談受付件数は2,425件に達しており、学校と関係機関との連携の強化が求められています。

さらに、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、「埼玉県男女共同参画推進プラン\*」の趣旨に沿った教育を着実に推進することが必要です。

施策の方向性

- 人権教育を推進するための指導者を養成するとともに、人権感覚の育成を図るための指導内容・指導方法を改善します。
- 関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 「男女共同参画の視点に立った教育\*」を各学校の教育活動を通して推進します。



人権感覚育成プログラムによる授業

## 主な取組

### ❖人権教育推進体制の充実

- ・本県全体の人権教育を推進するための協議会を設置します。また、様々な人権課題を解決するため、実践報告会を開催するとともに、人権教育の指導者を養成します。

### ❖人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

- ・児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな心や人権感覚をはぐくむため、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、人権感覚育成プログラムを普及します。

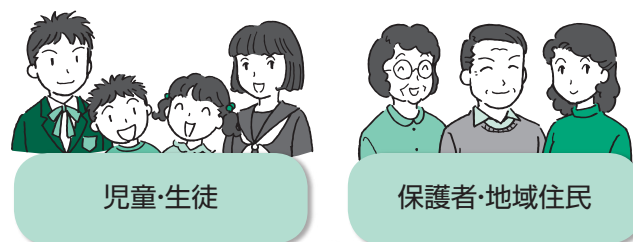
### ❖児童虐待防止教育の推進

- ・学校における児童虐待対応の中心となる教職員などの研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止教育を推進します。

### ❖男女共同参画の視点に立った教育の充実

- ・学校における男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、指導資料を作成し指導内容・指導方法の研究を進めるとともに、教職員研修を充実します。

## 豊かな人権感覚の育成



児童・生徒

保護者・地域住民

### 人権感覚育成プログラムの普及

人権感覚育成プログラムの内容例

- ★自分を見つめる体験学習
- ★人間関係づくりを目的とする体験学習
- ★人権を学ぶ体験学習

基本目標  
Ⅱ

豊かな心と健やかな体の育成

施策 健康の保持・増進

現状と課題

子どもたちの生活習慣の乱れが指摘されています。また、生活環境の急激な変化に伴い、アレルギー疾患なども増加しています。学校・家庭・地域が連携して、子どもの生活リズムを整えることなど子どもの健康づくりに取り組んでいくことが重要です。学校では、学校保健計画に基づき校内の指導体制を整備することが求められています。

子どもたちの朝食欠食や偏食、肥満傾向の増加など食生活の乱れが見られます。「食」は、知・徳・体の基礎となるものであり、特に成長期にある子どもたちにとって重要です。

また、性に関する問題行動、薬物乱用など生徒指導上の問題とも関連した現代的な課題が顕在化しています。

施策の方向性

- 学校、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関などが連携して、学校保健を充実します。
- 「埼玉県食育推進計画\*」(平成19年度策定)を踏まえ、朝食欠食の解消を重点に、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- 性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。



楽しい給食の時間

## 主な取組

### ❖学校保健の充実

- 各学校で学校保健計画を作成し、学校保健委員会を中心に、家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、子どもたちの生活のリズムを整えるなど基本的な生活習慣を培うとともに、健康管理などにより学校保健活動を推進します。

### ❖食育の推進

- 子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し、朝食欠食の解消に取り組みます。
- 学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、研修を充実します。
- 学校給食における地場産物の活用を推進し、食に対する理解・関心を高めます。

### ❖性に関する教育や薬物乱用防止教育の推進

- 養護教諭や学校保健担当者への研修の実施などにより、子どもたちの心と体のバランスに配慮した性に関する教育及び性感染症の予防・啓発や薬物乱用防止教育を進めます。



栄養教諭と担任による食育の授業

基本目標  
Ⅱ

豊かな心と健やかな体の育成

施策 体力の向上と学校体育活動の推進

現状と課題

子どもの生活全体から日常的な身体運動が減少しており、本県の児童生徒の体力は全国平均値よりやや良い状況にあるものの、昭和60年頃をピークに低下、停滞傾向にあります。体育の授業だけでなく学校教育全体で体力向上に取り組むとともに、家庭や地域との連携が必要です。

また、学校における運動部活動は、生徒の豊かな人間性をはぐくむとともに、体力向上に大きな役割を果たしていますが、専門的な指導ができる顧問教員などの確保が課題となっています。

施策の方向性

- 「教育に関する3つの達成目標\*」(体力)を推進します。
- 体力向上推進校を核に、家庭や地域と連携しながら、体力向上に取り組めます。
- 専門的な指導力を有する地域の外部人材を積極的に活用するなど、学校体育・運動部活動の充実に取り組めます。



小学校の体育祭(学年全体によるピラミッド)

## 主な取組

### ❖「教育に関する3つの達成目標」(体力)の推進(再掲)

- ・「体力」達成目標について、児童生徒一人一人の「体力」向上目標値を設定し、体力向上に取り組めます。

### ❖学校体育の充実

- ・体力向上推進校において、体力向上のための研究実践を推進し、その成果を県内の学校に広めます。
- ・小学校体育の授業補助に外部指導者の活用を図るとともに、教員の専門的な指導力を高めるための講習会を充実します。

### ❖運動部活動の充実

- ・中・高等学校の運動部活動に外部指導者を派遣するとともに、指導力の向上を図るため、運動部活動の顧問及び外部指導者を対象とした講習会を実施します。
- ・学校の実態などに応じて、近隣の学校と合同で運動部を組織する複数校合同部活動の取組を進めるとともに、運動部活動の公式戦など機会の充実に取り組めます。



高校の運動部活動(ラグビー県大会決勝の様子)